

質疑(応答記録)

公告No. : No. G063 公告日 : 令和6年9月20日

工事名(件名) : 新富洲原ポンプ場No.5除塵機設備更新工事

整理番号	質 疑 事 項	回 答
1	No.5除塵機設備更新工事であることから、既設除塵機の撤去工はNo.4ではなくNo.5除塵機及び付帯設備という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	配管工事(散水管)は既設65A→40Aに変更するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仮設枠組足場(49.5掛㎡)には沈砂池内作業台は不含という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	機械経費(積上げ)のラフタークレーンは50t吊りでなく25t吊りを使用するという理解でよろしいでしょうか。	施工上適切な機種を選定してください。
5	電気配線工事は、No.5除塵機No.6除塵機までの配線・配管・プルボックスを撤去・更新するとありますが、No.6除塵機用プルボックス無くして、配線・配管も同じ仕様で一本化し直結更新するという理解でよろしいでしょうか。また電気配線工事中は、No.6除塵機は停止となりますが、停止期間はどの程度考慮すればよいかご教示ください。	お見込みのとおりです。 No.6除塵機の停止期間については、契約後協議とします。稼働中の設備であるため停止期間は極力短期間をお願いします。
6	施工にあたって必要な沈砂池の水抜き作業は本工事の範囲内であり、止水作業は範囲外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。